

大船渡地方振興局長告示第4号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業所が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年4月25日

大船渡地方振興局長 高橋 克雅

通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370300253	綾里デイサービスセンター	大船渡市三陸町綾里字清水67番地	平成20年3月31日